

請願・陳情文書表（3月定例会）

R 2. 2. 28

受理番号	件名	受理年月日	要旨	提出者	紹介議員	付託委員会
陳情第1号	陳情書における陳情者意見陳述機会の設置に関する陳情書	2. 1. 15	<p>陳情書は、主旨だけを記載したものであり、市役所行政と相反する意見の場合は、委員会で市役所側の意見を聞く機会があるが、陳情者の意見を聞く機会がない。</p> <p>このため、片方の意見のみで採択を行うことは公平な判断に欠ける可能性があるため、陳情者の意見陳述をする機会を設けることを陳情する。</p> <p>全ての陳情書が対象ではなく、市役所意見と反する場合で陳情者の要望がある場合などでよい。</p> <p>令和元年12月、陳情第5号に対する文教民生委員会での市役所意見に対する陳情者反論を記述する。 （市役所意見）</p> <p>①平成31年4月以降、広報紙に2回掲載し、区長、民生委員に依頼しているが、37名の登録がありこれらの対応継続で効果がある。</p> <p>②精神障害者の方も多く、文書や電話で理解いただくのは難しい。 （陳情者の反対意見）</p> <p>①-1 対象者2,500名で8か月間の登録が37名（新規又は再登録かは不明）で再登録に効果があるとはいえない。</p> <p>①-2 今回の発端は、区長からの「対象者が多い」という意見から始まっており、同じような考えの区長には期待できない。</p> <p>②同居の健常者がいる場合の再登録が目的であり、前述の市役所意見②は該当しない。</p> <p>このように、両方の意見を聞いて判断いただくことを目的とした陳情である。</p>	豊岡市日高町 夏栗226  まえのたつや 前野辰也		議会運営委員会